

廃止 2009.07.24 文化体育観光令 第 37 号

コンピュータプログラム保護法施行規則は、廃止する。

## 付 則&lt;第 37 号、2009.7.24&gt;(著作権法施行規則)

第 1 条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第 2 条(他の法令の廃止) コンピュータプログラム保護法施行規則は、廃止する。

第 3 条 省略

## =参考=

制定 1987.08.25 総理令 第 328 号  
改正 1996.06.07 情報通信部令 第 25 号  
改正 1998.12.31 情報通信部令 第 59 号  
改正 2000.08.19 情報通信部令 第 103 号  
改正 2001.07.26 情報通信部令 第 113 号  
改正 2003.09.04 情報通信部令 第 144 号  
改正 2008.03.06 文化体育観光令 第 1 号  
改正 2008.07.03 文化体育観光令 第 7 号

第 1 条(目的) この規則は、「コンピュータプログラム保護法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 条 &lt;削除 2003.9.4&gt;

第 2 条の 2(報償金決定の申請書) ①「コンピュータプログラム保護法施行令」(以下「令」という)第 2 条の 3 第 1 項による報償金決定の申請書は、別紙第 1 号の 2 の書式による。

②第 1 項の報償金決定の申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 1.当該プログラムが高等学校及びこれに準ずる学校以下の教科用図書に掲載される事実を証明する書類
- 2.報償金額決定の基礎となられる書類
- 3.プログラム著作権者や彼の居所を知ることのできないことを証明する書類(プログラム著作権者や彼の居所を知ることができない場合に限る。)

[本条新設 1998.12.31]

**第3条(プログラム使用承認申請書)** ①令第4条第1項の規定によるプログラム使用承認申請書は、別紙第2条書式による。

②第1項のプログラム使用承認申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 1.プログラム著作権者からプログラムの使用許諾を受けとれない事由とその理由を証明する書類
- 2.当該プログラムによらずには、プログラム使用承認申請人が意図とする目的を達成せられないことを証明する書類
- 3.補償金額算定の基礎となられる書類
- 4.<削除 2003.9.4>

**第4条(公告)** 文化体育観光部長官が令第4条第2項の規定によりプログラム公報にプログラム使用承認の申請内容を公告するときには、次の各号の事項を含ませなければならない。

- 1.プログラム使用承認申請人の氏名(法人の場合には法人の名称及び代表者の氏名)及び住所
- 2.使用しようとするプログラムの名称または題号
- 3.プログラム著作権者の氏名・国籍及び住所
- 4.プログラムを使用しようとする目的・内容及び方法
- 5.プログラム使用承認申請人が補償しようとする金額
- 6.プログラム著作権者等が意見を提出する機関の名称

**第4条の2(委託管理機関の指定申請書等)** ①令第9条第2項の規定による指定申請書は、別紙第2号の2の書式による。

②第1項の規定による指定申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 1.代表者及び役員の履歴書
- 2.定款
- 3.人力及び施設現況
- 4.委託管理業務に関する規定

[本条新設 2000.8.19]

**第4条の3(代理・仲介業申告書等)** ①令第10条の規定による代理・仲介業申告書は、別紙第2号の3の書式による。

②第1項の規定による代理・仲介業申告書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 1.申告人(法人または団体の場合にはその代表者及び役員)の履歴書
- 2.定款または規約(法人または団体の場合に限る)
- 3.財務諸表(法人の場合に限る)<改正 2003.9.4>
- 4.代理・仲介業務に関する規定

[本条新設 2000.8.19]

**第4条の4(委託管理機関指定証等の交付)** ①文化体育観光部長官は、「コンピュータプログラム保護法」(以下「法」という)第20条第1項により委託管理機関の指定をするときには、指定を受けた機関に別紙第2号の4の書式のプログラム著作権委託管理機関の指定証を交付しなければならない。

②文化体育観光部長官は、法第20条第2項の規定により代理・仲介業の申告を受けた場合には、申告人に別紙第2号の5の書式のプログラム著作権代理・仲介業申告証を交付しなければならない。〈改正 2003.9.4〉

[本条新設 2000.8.19]

**第4条の5(プログラム複製物の提出)** 令第10条の4第2項但し書によりプログラムの複製物一部を抜粋して提出することのできる場合は、コンピューターにより変換される前のプログラム言語で表示されたもので、その部分でプログラムの創作事実を立証することのできる場合とする。

[本条新設 2007.03.28]

**第4条の6(プログラム複製物の保管)** 令第10条の5によりプログラム複製物は封筒に入れ封緘して保管しなくてはならず、専用保管場所を指定してプログラム複製物保管業務取扱者以外の出入りを統制しなくてはならない。

[本条新設 2007.03.28]

**第4条の7(プログラム複製物の複製申請書)** ①令第10条の6によるプログラム複製物複製申請書は、別紙第2号の6書式による。

②第1項の規定によるプログラム複製物複製申請書には、次の各号の種類等を添付しなくてはならない。

- 1.プログラム複製用CD
- 2.申請人の身分証写本
- 3.プログラム著作権者の委任状および印鑑証明書(代理人がプログラム複製物の複製を申請する場合に限る)

[本条新設 2007.03.28]

**第5条(登録申込書)** ①令第11条によるプログラム登録申請書は別紙第3号書式により、プログラム著作権移転等登録申請書は別紙第3号の2書式による。

②第1項によるプログラム登録申込書には、次の各号の書類等を添付しなければならない。

- 1.別紙第3号の3書式によるプログラムの概要
- 2.プログラム複製物
- 3.プログラム著作者が2人以上の場合、別紙第3号の4書式による目録
- 4.プログラム著作者が2人以上の場合、プログラム著作者の代表者選定承諾書または同意書
- 5.事業者登録がされている場合、事業者登録証写本
- 6.住民登録謄本(プログラム著作者が未成年者の場合に限る)
- 7.除籍謄本及び住民登録謄本(プログラム著作者の相続人が登録を申請する場合に限る)
- 8.申請人の身分証写本
- 9.プログラム著作者の委任状(代理人が登録を申請する場合に限る)

③第1項によるプログラム著作権移転等登録申請書には、次の各号の書類等を添付しなければならない。

- 1.登録原因を証明する書類

- 2.登録権利者が事業者登録がされている場合、事業者登録証写本
- 3.登録権利者または登録義務者が2人以上の場合、別紙第3号の4書式による目録
- 4.登録されていないプログラムの場合、プログラム複製物
- 5.登録されていないプログラムの場合、別紙第3号の3書式によるプログラムの概要
- 6.申請人の身分証写本
- 7.登録権利者と登録義務者の委任状(代理人が登録を申請する場合に限る)
- 8.登録義務者の印鑑証明書(代理人が登録を申請する場合に限る)

[全文改正 2007.03.28]

**第6条(プログラム登録簿の書式等)** ①令第12条によるプログラム登録簿は、別紙第4号書式による。

②プログラム登録簿には、次各号の事項を記載しなければならない。

- 1.プログラム登録番号
- 2.プログラム著作物の名称
- 3.プログラム著作者の氏名
- 4.プログラム著作者の持分
- 5.登録年月日
- 6.創作年月日及び公表年月日
- 7.別紙第3号の3書式によるプログラムの概要
- 8.プログラム複製物に関する事項
- 9.プログラム著作権者・プログラム著作権の移転に関する事項
- 10.プログラム著作権を目的とする質権に関する事項、プログラム著作権の処分制限に関する事項またはプログラム排他的発行権等に関する事項

[全文改正 2007.03.28]

**第6条の2(プログラム登録証等の交付)** ①令第12条の2により交付するプログラム登録証は別紙第4号の2書式により、プログラム著作権登録証は第4号の3書式による。但し、プログラム著作権のプログラム排他的発行権等・質権・処分制限に関する事項に対しては、プログラム著作権登録証を交付しない。

②令第12条の2による登録証再交付申請書は、別紙第4号の4書式による。

③第2項による登録証再交付申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 1.申請人の身分証写本
- 2.プログラム著作権者の委任状(代理人が登録証の再交付を申請する場合に限る)

[本条新設 2007.03.28]

**第7条(プログラム登録簿の閲覧・写本交付申請書)** ①令第14条によるプログラム登録簿の閲覧・写本交付申請書は、別紙第5号書式による。

②第1項による申請書には、申請人の身分証写本を添付しなければならない。

③第1項によるプログラム登録簿写本の交付申請がある場合には、該当プログラム登録簿を複写してこれを交付するが、プログラム登録簿の写本であることを示す表示をしなければならない。

[全文改正 2007.03.28]

**第8条(プログラム登録事項の変更・訂正・抹消・回復の申請書)** ①令第15条による登録事項の変更・訂正・抹消または抹消した登録の回復を申請しようとする場合には、別紙第6号書式による。

②第1項による申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 1.プログラム登録証またはプログラム著作権登録証
- 2.登録原因を証明する書類
- 3.法院の判決により抹消または抹消回復する場合、法院の判決正本または確定証明書
- 4.申請人の身分証写本
- 5.プログラム著作権者の委任状(代理人が登録を申請する場合に限る)

[全文改正 2007.03.28]

**第9条** <削除 2007.03.28>

**第10条** <削除 2007.03.28>

**第11条** <削除 2007.03.28>

**第12条** <削除 2007.03.28>

**第13条** <削除 2007.03.28>

**第14条** <削除 2007.03.28>

**第15条** <削除 2007.03.28>

**第16条(手数料)** 法第26条の2第3項による手数料は、別表の通りである。

[本条新設 96.6.7]

**第17条(電算情報処理組織による登録事務処理等)** ①法制28条第1項により電算情報処理組織により登録業務を処理する場合には、登録事項が記録された補助記憶装置をプログラム登録簿と見る。

②登録申請の当事者または代理人は、電算情報処理組織を利用して登録申請することができる。

③電算情報処理組織により登録事務を処理する場合には、電子文書その他の方法で添付書類に代えることができ、電子文書の場合には申請人・代理人の記名捺印または署名は、電子サインで代えることができる。

[全文改正 2007.03.28]

**第18条(不正複製物等の収去等)** ①文化体育観光部長官は、法第34条第1項の規定により同項各号の1に該当するプログラム・情報または機器等(以下“不正複製物等”という)を収去するときは、別紙第12号書式のコンピュータプログラム不正複製物等収去台帳を、不正複製物等を削除したときには別紙第12号書式のコンピュータプログラム不正複製物等削除台帳を、不正複製物等を廃棄したときには、別紙第13号書式のコンピュータプログラム不正複製

物等廃棄台帳を各々作成して保管しなければならない。

②法第34条第2項の規定による収去証は、別紙第14号書式による。

③文化体育観光部長は法第34条の2第1項によりオンラインサービス提供者に該当サービスの拒否・停止または制限等(以下、“拒否等”という。)を命じた時には、別紙第15号書式のオンラインサービス拒否等命令台帳を作成して保管しなければならない。<改正 2003.9.4、2007.03.28>

④第1項の各種台帳及び第3項のオンラインサービス拒否等命令台帳は、電子的処理が不可能な特別な事由がある場合を除いては電子的方法により作成・保管しなければならない。

[全文改正 2000. 8.19、2001.7.26]

**第19条(過怠料の徴収手続き)** 令第33条第4項の規定による過怠料の徴収手続きについては国庫金管理法施行規則を準用する。この場合納入告示書には異議申立方法及び異議申立期間を共に記載しなければならない。<改正 2003.9.4>

#### 附 則

この規則は、公布した日から施行する。

#### 附 則[1996.6.7]

この規則は、1996年6月7日から施行する。

#### 附 則[1998.12.31]

この規則は、1999年1月1日から施行する。

#### 附 則[2000.8.19]

この規則は、公布した日から施行する。

#### 附 則[2001.7.26]

①この規則は、公布した日から施行する。

②(プログラム登録証書及びプログラム著作権登録証書に関する経過装置) この規則施行当時従前の規則によるプログラム登録証書及びプログラム著作権登録証書は、それぞれこの規則によるプログラム登録証及びプログラム著

作権登録証とみなす。

**附 則**[2003.9.4]

この規則は、公布した日から施行する。

**付 則**[2007.03.28]

この規則は 2007 年 4 月 5 日から施行する。

**付 則**(文化体育観光部とその所属機関職制施行規則)〈第 1 号、2008.3.6〉

第 1 条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第 2 条 省略

第 3 条(他の法令の改正) ①から<20>まで 省略

<21>コンピュータープログラム保護法施行規則の一部を次の通り改正する。

第 4 条各号以外の部分、第 4 条の 4 第 1 項、第 18 条第 1 項中“情報通信部長官”をそれぞれ“文化体育観光部長官”にする。

別紙第 1 号の 2 書式表、別紙第 2 号書式表、別紙第 2 号の 2 書式表、別紙第 2 号の 4 書式中“情報通信部長官”をそれぞれ“文化体育観光部長官”にする。

別紙第 1 号の 2 書式裏、別紙第 2 号書式裏、別紙第 2 号の 2 書式裏中“情報通信部”を“文化体育観光部”にする。

<22>から<24>まで 省略

**付 則**(文化体育観光部とその所属機関職制施行規則)〈第 7 号、2008.7.3〉

第 1 条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) コンピュータープログラム保護法施行規則の一部を次の通り改正する。

第 4 条の 4 第 2 項及び第 18 条第 3 項中“管轄逋信庁長”をそれぞれ“文化体育観光部長官”にする。

別紙第 2 号の 3 書式及び別紙第 2 号の 5 書式中“管轄逋信庁長”をそれぞれ“文化体育観光部長官”にする。